

別表2

## 設計図書等の作成要領

番号	図書の名称	縮 尺	作 成 上 の 注 意 事 項	備 考
1	位 置 図	1/10,000 以上	(1) 方位を明示すること。 (2) 地形を明示すること。 (3) 開発区域の位置を明示すること。	国土地理院の地形図を準用すること。
2	案 内 図	1/2,500 以上	(1) 方位を明示すること。 (2) 地形を明示すること。 (3) 開発区域の境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。 (4) 開発区域及び周辺の土地利用現況並びに法令による規制区域を明示すること。 (5) 開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状を明示すること。	国土地理院の地形図を準用すること。
3	現況平面図	1/1,000 以上	(1) 方位を明示すること。 (2) 開発区域の境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。 (3) 標高差を示す等高線を明示すること。 (4) 建築物、既設擁壁等の工作物の位置及び形状を明示すること。 (5) 凡例を示し、着色すること。 (6) 植生区分を明示すること。 (7) 開発区域周辺の道路、河川等の公共施設、民家等の分布状況を明示すること。 (8) 道路の幅員及び道路交差点の地盤高並びに河川又は水路の幅員を明示すること。 (9) 政令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木の集団の位を明示すること。	ア 等高線は細線で表示すること。  イ 開発区域面積が1ha以上のものに限る。

			(10) 政令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置を明示すること。	ウ 開発区域面積が1ha以上のものに限る。
4	公 図 写	公図どおり	(1) 境界及び周辺の字境、地番、所有者、地目、地積、公道、水路等を明示すること。 (2) 道路、水路、堤塘敷をそれぞれ赤、青、薄墨色に着色すること。 (3) 方位を明示すること。 (4) 開発区域の境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。	ア 原則として計画地の全域を1枚の図面に表示すること。  イ 開発区域周辺も適宜表示すること。
5	土 地 利 用 計 画 図 (緑化計画図、排水施設計画図及び給水施設計画図を兼ねることができる。)	1/1,000 以上	(1) 方位を明示すること。 (2) 開発区域の境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。 (3) 工区の境界を明示すること。 (4) 主要構造物の標高を明示すること。 (5) 擁壁の位置及び種類を明示すること。 (6) 公園、緑地及び広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置を明示すること。 (7) 開発区域内外の道路及び河川の位置、形状、名称及び幅員を明示すること。 (8) 表面水の流れの方向を明示すること。 (9) 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称を明示すること。 (10) 消防水利の位置及び種別を明示すること。 (11) 調整池の位置、形状及び調整容量(多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分を含む。)を明示すること。 (12) 予定建築物等の敷地の形状及び面積(住宅地等の分譲を行う場合には、区画ごとに番号を付すこと。)を	

			<p>明示すること。</p> <p>(13) 敷地に係る予定建築物等の用途及び規模を明示すること。</p> <p>(14) 公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積を明示すること。</p> <p>(15) 施設の配置計画等を着色し、明示すること。</p> <p>(16) 駐車場の駐車ますの数を明示すること。</p> <p>(17) 車両の交通導線を明示すること。</p> <p>(18) 樹木又は樹木の集団の位置を明示すること。</p> <p>(19) 緩衝帯の位置、形状及び幅員を明示すること。</p> <p>(20) のり面（がけを含む。）の位置、形状及びこう配を明示すること。</p> <p>(21) 凡例に施設ごとの面積内訳とその比率を明示すること。</p>	
6	緑化計画図	1/1,000 以上	<p>(1) 公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置を明示すること。</p> <p>(2) 植栽する樹種その本数及びその位置を明示すること。</p> <p>(3) 樹木又は樹木の集団の位置を明示すること。</p>	
7	緑化模式図	1/100 以上	(1) 各施設ごとの平面図及び断面図に樹木の植樹間隔及び切土、盛土ののり面の高さ、こう配等を明示すること。	
8	建物平面図及び立面図（日影図）	1/250 以上 大規模建築物にあっては、この限りでない。	<p>(1) 建築面積、床面積、構造、階数、高さ等を明示すること。</p> <p>(2) 耐火構造物、準耐火構造物その他の建築物の別を明示すること。</p>	日影図は中高層建築物の場合に限る。
9	造成計画平面図	1/1,000 以上	<p>(1) 方位を明示すること。</p> <p>(2) 開発区域の境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。</p> <p>(3) 工区の境界を明示すること。</p> <p>(4) 標高差を示す等高線を明示すること。</p>	等高線は細線で表示すること。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 切土及び盛土する部分をそれぞれ黄色及び赤色に着色すること。</li> <li>(6) 道路交差点の計画地盤高、予定建築物の敷地の計画地盤高その他必要な部分の計画地盤高を明示すること。</li> <li>(7) 道路の位置、形状、延長、幅員及びこう配を明示すること。</li> <li>(8) 擁壁の位置、種類、高さ及び延長を明示すること。</li> <li>(9) 造成後も開きよとして残す水路を青色で着色すること。</li> <li>(10) のり面（がけを含む。）の位置、形状及びこう配を明示すること。</li> <li>(11) 造成計画断面図及びがけの断面に表示する断面の位置を明示すること。</li> <li>(12) 調整池の位置及び形状を明示すること。</li> <li>(13) 予定建築物等の敷地の形状を明示すること。</li> </ul>
10	造成計画断面図	1/1,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 開発区域の境界を明示すること。</li> <li>(2) 工区の境界を明示すること。</li> <li>(3) 切土及び盛土する部分をそれぞれ黄色及び赤色に着色すること。</li> <li>(4) 計画地盤高を明示すること。</li> <li>(5) 切土及び盛土の高さを明示すること。</li> </ul>
11	排水施設計画平面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 開発区域の境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。</li> <li>(2) 工区の境界を明示すること。</li> <li>(3) 排水区域の区域界を明示すること。</li> <li>(4) 調整池の位置及び形状を明示すること。</li> <li>(5) 都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称を明示すること。</li> <li>(6) 道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類を明示すること。</li> </ul>

			<p>(7) 配水管きょのこう配及び管径又は内のり幅を明示すること。</p> <p>(8) 人孔の位置及び人孔間距離を明示すること。</p> <p>(9) 水の流れの方向を明示すること。</p> <p>(10) 吐口の位置及び長さを明示すること。</p> <p>(11) 放流先河川又は水路の名称、位置及び形状を明示すること。</p> <p>(12) 予定建築物等の敷地の形状及び計画地盤高を明示すること。</p> <p>(13) 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画地盤高を明示すること。</p> <p>(14) のり面（がけを含む。）又は擁壁の位置及び形状を明示すること。</p>	
12	給水施設 計画平面図	1/500 以上	<p>(1) 開発区域の境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。</p> <p>(2) 工区の境界を明示すること。</p> <p>(3) 給水施設の位置、形状及び管径を明示すること。</p> <p>(4) 取水方法を明示すること。</p> <p>(5) 消火栓の位置を明示すること。</p> <p>(6) 予定建築物等の敷地の形状を明示すること。</p>	
13	がけの 断面図	1/100 以上	<p>(1) がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ）を明示すること。</p> <p>(2) 切土又は盛土をする前後の地盤面を明示すること。</p> <p>(3) 小段の位置及び幅員を明示すること。</p> <p>(4) 張芝、種子吹付け等のがけ面の保護の方法を明示すること。</p>	<p>切土をした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さ1mを超えるがけ、切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さ2mを超えるがけ及び高さ2mを超える自然がけについて作成すること。</p>
14	擁壁の	1/100 以上	<p>(1) 擁壁の材料の種類、寸法及びこう</p>	

	構造図		<p>配を明示すること。</p> <p>(2) 裏込めコンクリートの寸法を明示すること。</p> <p>(3) 透水層の位置及び形状を明示すること。</p> <p>(4) 擁壁を設置する前後の地盤面を明示すること。</p> <p>(5) 基礎地盤の土質並びに基礎くい位置、材料及び寸法を明示すること。</p> <p>(6) 鉄筋の位置及び径を明示すること。</p> <p>(7) 水抜孔の材料、寸法及び位置を明示すること。</p>	配筋図を含む
15	給排水施設構造図	1/100 以上	<p>(1) 受水槽、高架水槽、送水ポンプ等の容量又は能力を明示すること。</p> <p>(2) 雨水の排水用のU字溝、最終集水枡（浸透枡を含む。）、油水分離槽その他の排水施設を明示すること。</p> <p>(3) 浄化槽の規模及び能力を明示すること。</p>	
16	防災工事計画平面図	1/1,000 以上	<p>(1) 方位を明示すること。</p> <p>(2) 開発区域の境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。</p> <p>(3) 工区の境界を明示すること。</p> <p>(4) 標高差を示す等高線を明示すること。</p> <p>(5) 計画道路線を明示すること。</p> <p>(6) 防災施設の位置、形状、寸法及び種類を明示すること。</p> <p>(7) 段切りの位置を明示すること。</p> <p>(8) 表土を除去する位置を明示すること。</p> <p>(9) ヘドロの除去位置及び除去の深さを明示すること。</p> <p>(10) 工事中の雨水排水経路を明示すること。</p> <p>(11) 防災施設の設置時期及び期間を明示すること。</p>	<p>ア 開発地が山地で大規模な開発の場合に限る。</p> <p>イ 等高線は細線で表示すること。</p>
17	防災施設	1/100 以上	<p>(1) 調整池、砂防ダム、板さく、集水</p>	

	構造図		ますその他の防災施設の形状、構造及び各部分の寸法を明示すること。	
18	全体求積図	1/1,000 以上	(1) 方位、寸法、求積方法を明示すること。	
19	緑地求積図	1/1,000 以上	(1) 方位、寸法、求積方法を明示すること。	
20	構造計算書		(1) 鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他の構造物の構造計算を明示すること。	
21	安定計算書		(1) 擁壁で保護しないがけの安定計算を明示すること。	
22	水理計算書		(1) 放流先河川又は水路の流下能力を明示すること。 (2) 開発区域内に設置する排水施設の排水能力を明示すること。 (3) 調整池の必要調整容量、計画調整量、放流口及び余水吐の断面等等を明示すること。	開発区域面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の開発行為の場合添付すること。
23	土質調査書及び地盤改良計画図書		(1) 土質の状況を明示すること。 (2) 地盤改良の計画を明示すること。	宅地分譲及び共同住宅の建築を目的とする開発行為並びに軟弱地盤等を含む開発行為の場合に添付すること。
24	その他市長が必要と認める図書		(1) 公共施設新旧対照図 法第 32 条の同意又は協議の内容が現況図、公図写し及び土地利用計画図によって容易に把握されない場合に添付すること。 (2) 道路縦断面図、道路横断面図、道路断面構造図、公園計画平面図等 法第 32 条協議の結果、市等に移管されない場合又は同協議が成立しなかった場合に添付すること。 (3) その他審査上特に必要と認める図書	

備考

- 1 申請図書はA 4 判に製本すること。

- 2 設計図書には設計者の氏名及び連絡先を表示すること。
- 3 設計図書のうち併記可能なものは、別葉としなくてもよい（この場合には、2種類程度を限定とする。）。逆に、一葉の図面に明記すべき事項すべてを表記することが困難である場合には、別葉としてもよい。
- 4 上表に掲げる縮尺によることが不適當である場合は、適宜縮尺を定めること、
- 5 設計図書に用いる凡例は、付表に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。